

「人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための  
計画（推進計画）」の策定について

－ 答申 －  
(案)

国立市人権・平和のまちづくり審議会

令和 7（2025）年〇月



- 目 次 -

はじめに

1. 推進計画の全体像について-----	2
2. 人権教育・啓発について-----	3
(1) 学校や地域における人権教育・啓発の更なる推進-----	3
(2) 人権博物館の具体的検討-----	4
(3) 市内事業所との連携-----	5
3. 人権救済及び相談支援について-----	5
(1) 個別救済の在り方に関する具体的検討-----	5
(2) 相談支援体制の充実-----	6
4. インターネット（SNS）上の人権問題について-----	7
5. 人権に配慮した環境整備について-----	8
6. 分野別の人権課題への対応について-----	9
7. 平和施策について-----	9
8. 市役所内部からの人権意識の高まりについて-----	10
9. 進捗管理について-----	11
参考資料-----	13

国立市は、平成 31（2019）年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定し、ソーシャル・インクルージョンの理念の下で人権・平和のまちづくりの推進に取り組んでいる。

その理念及び様々な取組は、全国的に見ても先進的なものであり、基礎自治体内としての取組にとどまらず、他自治体から問合せや視察依頼が入るなど条例制定から 5 年以上経過した現在においても全国から注目をされている。

また、国立市が令和 6（2024）年度に行った、「人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果からは、国立市民の人権意識は比較的高い傾向にあることが判明している。

一方で国内においては、しょうがいしゃ、子どもや高齢者に対する暴力や虐待、ヘイトスピーチ、性別による固定的役割意識、性的マイノリティ、部落差別の問題など、人権に関する問題は依然として山積するとともに多様化・複雑化している。また、特に SNS を始めとするインターネット上の人権問題については、多くの人々が課題だと感じているにも関わらず根本的な解決に至っておらず、大きな社会問題となっている。

さらに全世界的に見れば、武力による争いが各地で絶えず、平穏な日常どころか幼い子どもを含め多くの尊い命が失われている状況を連日報道等で目にしている。また、経済活動の優先のために多様性やインクルーシブ社会を否定・排除するような反人権的な動向も一部においてみられるなど、「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀において危機的な状況にあると言え、その影響は国外に留まらず国内企業や自治体の取組にまで影響を与え始めている状況である。

このような状況下において、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げ、ソーシャル・インクルージョンを基本としたまちづくりを推進する国立市の存在は、その重要さを一層増していると言える。今後も、国立市が人権行政における全国のトップランナーとしての役割を果たし、人権と平和の尊重意識の更なる醸成に努めるとともに、ソーシャル・インクルージョンの理念が地域社会を平和に、そして豊かにしていくのだということを体現することに、当審議会委員一同として大いに期待を寄せるところである。

今後、国立市が基本条例第 10 条に規定する「人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、その計画に沿った人権・平和のまちづくりを推進するに当たっては、上述の背景の下、以下に示す基本的な考え方を踏まえた計画とし、具体的な取組を進めていただきたい。

## 1. 推進計画の全体像について

- ① 令和 6（2024）年 3 月に国立市が策定した「国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）に示した大きな方向性を、より明確に示す計画として推進計画を作成することが重要であること。また、基本条例及び基本方針に示す内容との整合性に留意して作成することが重要であること。
- ② 推進計画の理念については、部落差別や同性婚に関すること等、昨今の司法による人権問題への見解を踏まえた内容を盛り込むことが重要であること。
- ③ 市民意識調査の結果を踏まえ、条例で示す「人権・平和のまちづくり」が、どのようなまちを目指すのかといったことを推進計画において具体的に示すことが重要であること。
- ④ 国立市が策定している他の様々な個別計画等との関係性・整合性にも留意することが重要であること。
- ⑤ 比較的認知のしやすい（見えやすい）人権と、そうではない（見えにくい）人権があることに留意することが必要であり、特に目に見えにくい人権については、一般論としての抽象的な計画となりやすいため、計画策定において具体性を持った内容とすることが重要であること。また、個別の人権課題については、どの分野が優先というような分野による優劣をつけることなく、全て満遍なく対応することが重要であること。
- ⑥ 国立市としての取組を示す計画ではあるが、市民の中から沸き起こるソーシャル・インクルージョンという視点にも着眼した記述の計画というこ

とも視野に検討することが重要であること。また、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、インクルーシブな地域社会にしていく（人権を大切に）することは、その地域の発展や活発な地域活動につながり経済も豊かにしていくという考え方を踏まえた計画とすることが重要であること。

- ⑦ 全国の自治体でも参考となるような人権課題への対応策・解決策を示すことも視野に、計画を検討いただきたいこと。

## 2. 人権教育・啓発について

基本方針では、国立市が人権教育・啓発に取り組むに当たって、全世代を対象として取り組むことや特に若い世代に対する取組を強化することが大きな柱として掲げられている。

推進計画においては、この基本方針に示した上記内容をさらに具体的に計画立て実行していくことが必要であり、その際、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

### (1) 学校や地域における人権教育・啓発の更なる推進

- ① 国立市では既に、教育部局との連携の下で様々な人権課題の当事者等を講師として学校に派遣し子どもたちへの授業を行う「人権出張授業」を実施している。引き続き、学校教育の中で低学年の頃から計画的かつ継続的に人権教育を行っていくことが重要であること。特に今の子どもたちは、学校以外で人権問題や差別の問題に触れる機会が非常に少ないことが市民意識調査の結果から判明しており<sup>※</sup>、学校教育における取組が重要であること。

※12歳～14歳の市民500人を対象とした調査では、「学校教育以外の場において人権に関する研修やイベント等を受けたり参加したりしたこと（最近5年間）」について、「学校以外の場ではない」と回答した割合は45.0%、「わからない」と回答した割合は34.1%。15歳～17歳の市民500人を対象とした調査における同様の設問では、「学校以外の場ではない」と回答した割合は62.9%、「わからない」と回答した割合は27.8%。

- ② 学校における子どもたちへの人権教育は重要なことであるが、子どもた

ちのみならず、教育に携わる教職員を対象とした人権啓発や研修についても取組を進めることが重要であること。

- ③ 学校との連携に当たっては、教育課程とのバランスを図りながら取組を進めることが重要であること。学校外（例えば地域や職場など）における取組も並行して推進し、相対的に地域全体の人権尊重の意識高揚を図ることが重要であること。
- ④ 地域における取組については、例えば人権に関する検定制度や子どもが楽しみながら取り組めるクイズなど、取り組むことで自己肯定感が高まるような仕組みを構築して人権意識の高まりを一層促進することが重要であること。
- ⑤ 市民意識調査の結果からは、様々な人権課題について「知らない」と回答した人も一定程度存在することが明らかとなっている<sup>※</sup>。人権課題を「知らない」という状況であっても「差別をしない」ということではないため、差別の実態を具体的に捉えていけるような学校や地域での教育・啓発を行っていくことが重要であること。

※18歳以上の市民3,000人を対象とした調査では、「しょうがいのある人の人権」の人権問題について、「あまり知らない」「全く知らない」と回答した割合は24.4%、「外国にルーツのある人々の人権」の人権問題について、「あまり知らない」「全く知らない」と回答した割合は29.2%。

- ⑥ 基本条例は、あらゆる差別を包括的に禁止するものとなっている。また、「差別はしないけれども相手に無関心」という状況も大きな人権問題であり、市の基本条例はそういったものも含めてソーシャル・インクルージョンを目指すという意気込みが入った条例である。このような基本条例の理念は大変優れたものであるため、人権教育・啓発を進めるに当たっては、基本条例の理念を一層工夫して活用していくことが重要であること。

## **(2) 人権博物館の具体的検討**

- ① 市民意識調査の結果からは、学校以外で人権問題や差別の問題に触れる機会が非常に少ないことが明らかとなっている。地域社会の中で人権について学んだり、発信したり、様々な人が集うことで相互理解を深めたりできるような場と機会が必要であり、国立市としての人権博物館の在り方に

ついて具体的な検討を進めることが重要であること。

### **(3) 市内事業所との連携**

- ① 令和6(2024)年度に国立市が実施した「人権・平和のまちづくりに関する調査(市内に在所する事業所向け)」について、回答があった事業所は非常に貴重な存在であり、国立市が積極的に働きかけを行い関係性構築に努め、職場における人権啓発の観点で協力して取組を進めることが重要であること。
- ② 例えば人権的な観点で一定の取組を行っている事業所を市において認定するスキームを構築するなど、人権を尊重した取組を行うことが事業所にとって誇れることであるということが周知できるような(事業所にとってインセンティブとなるような)仕組みを整えることが重要であること。
- ③ 単に意識の向上のみを目的とせず、事業所における日々の具体的な活動(例えば、しょうがいしゃに配慮した売り場や接客、製品開発等)につなげることを目的として取組を進めることが重要であること。

## **3. 人権救済及び相談支援について**

基本方針では、人権救済及び相談支援の体制について、被害者に寄り添った人権救済及び相談支援の更なる充実を柱として国立市が掲げている。推進計画においては、この内容を更に具体的に計画立て実行していくことが必要であり、その際、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

### **(1) 個別救済の在り方に関する具体的検討**

- ① 個別救済の在り方については、どのような対応が必要であるのか、当審議会において多様な意見が出たところである。一部自治体では、人権侵害事案と認定された場合の加害側に対する勧告や事案の公表等の具体的な手続きを規定している条例を持つ自治体もあるが、それぞれの地域における

人権課題の実情によって対応が様々なされている状況である。行政機関として自治体に対応可能な内容の整理や地域の実情に応じた対応策など、国立市としての個別救済の在り方を具体的に検討することが重要であること。

- ② 個別救済の在り方の具体的な検討に当たっては、日本国憲法の保障する「表現の自由」に留意し、過度の規制とならないよう対応を行うことが重要であること。一方で、「表現の自由」に留意しつつも、人権侵害は許されるものではなく各人のいわゆる「幸福追求権」を阻害するものであるという前提の下で、個別救済と合わせて様々な啓発活動（市民一人ひとりの幸福な生活を守るという取組）を行うことが重要であること。

## **(2) 相談支援体制の充実**

- ① 市民意識調査の結果からは、市や法務局等が設置している人権相談窓口の認知度が必ずしも高くないという状況が判明している<sup>\*</sup>。弁護士や警察等といった相談先もあるものの、それらへの相談を躊躇してしまう市民も多いと思われるため、まずは市民にとって一番身近な行政機関である国立市として相談を受け止めることが必要であり、相談支援体制の充実及び一層の周知が重要であること。

※18歳以上の市民3,000人を対象とした調査では、国立市が行っている「人権擁護委員による相談」を「知っている」と回答した割合は19.7%、「くにたち男女平等参画ステーション（パソル）で行っている相談」を「知っている」と回答した割合は16.1%。

- ② 相談窓口の周知に当たっては、市民が身近に感じて相談しやすい場所だと認識してもらうことが重要である。そのためには、相談事例や相談実績をわかりやすく示すなど、市民が安心して相談できる場所であるということがわかるような周知が重要であること。
- ③ 多くの方がインターネットを利用していることから、電話や対面といった相談体制のみならず、インターネットを有効に活用した相談体制についても具体的に検討することが重要であること。
- ④ 市民意識調査の結果では、差別や人権侵害にあった際に「相談する相手がない」という子どもが一定数存在することが判明している<sup>\*</sup>。様々な

理由により家族や身内に相談することが難しい状況にあるなど、多様で複雑な困難を抱える子どもたちがいることを念頭に、子どもたちが悩みを抱えた時に安心して相談ができるような体制整備及び子どもたちにわかりやすい周知が重要であること。

※12歳～14歳の市民500人を対象とした調査では、差別や人権侵害を受けた場合の相談相手について「相談できる相手はいない」と回答した割合は4.7%。15歳～17歳の市民500人を対象とした同調査では、「相談できる相手はいない」と回答した割合は5.2%。

#### 4. インターネット（SNS）上の人権問題について

インターネット（SNS）上における過度な誹謗中傷などの人権侵害行為については、ネットという仮想空間を飛び越え現実社会において痛ましい事件に直接的につながるなど、社会的な喫緊の課題として認知されているところである。子ども・大人の世代を問わず、また性別や居住する地域を問わず、誰もが突然にその被害者になってしまう可能性があり、また、意図せず自らも誰かを傷つけてしまう可能性がある。

市民意識調査の結果からは、あらゆる世代の人がインターネット上で差別的な事象を見た経験があると回答している<sup>※1</sup>。また、実際に直近5年間において差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人のうち、多くの人がインターネット上で被害を受けたと回答している<sup>※2</sup>。

インターネット上の人権問題については、国による法整備や東京都、法務局等の関係機関においても啓発活動が行われるとともに相談窓口が設けられているが、根本的な解決には至っておらず問題は深刻さを増している。

一部自治体においては、独自にインターネット上のモニタリングを実施するなどして人権問題を早期に発見し、プロバイダへの削除依頼等の対応が行われている。

これらのことを踏まえ、人権教育・啓発及び救済・相談支援のどちらにも関係するインターネット（SNS）上の人権問題への対応として、市においては以下の内容を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

※1：18歳以上の市民3,000人を対象とした調査では、61.3%の人が最近5年間で差別的な表現や、

差別や偏見を助長する内容を見たり聞いたりしたことがあると回答。その内、差別や偏見を見聞きした情報源として、「インターネット上の情報サイト（各種ニュースサイトなど）」と回答した割合は47.7%、「インターネット上のSNS（Facebook、X（旧 Twitter）、TikTok、Instagram、YouTube など）」と回答した割合は45.8%。

※2：18歳以上の市民3,000人を対象とした調査では、11.1%の人が最近5年間で自身が差別や人権侵害を受けたことがあると回答。その内、特定の分野に限定されることなく様々な人権課題の分野で、当該被害の場所が「インターネット上」と回答。

- ① インターネット（SNS）上の人権問題について、国立市として取り組むべき施策を具体的に検討し計画立てて実行することが必要不可欠であること。また、その際例えば啓発活動に関しては地域限定で啓発情報を配信できる仕組みを検討するなど、境界線のないインターネット上の世界において、行政機関としての役割や取り組むべき対象をきちんと整理した上で取り組むことが重要であること。
- ② インターネット（SNS）との上手な付き合い方など、子どもたちが情報リテラシーを身に付けることができるような教育・啓発を行うことが重要であること。
- ③ インターネット（SNS）上の人権問題に関して、市民が悩みを抱えた際に相談できる体制を整備するとともに、その相談先を市民にわかりやすく周知することが重要であること。

## 5. 人権に配慮した環境整備について

基本方針では、人権の視点を踏まえた様々な環境の整備、及びジェンダー平等の実現に向けた取組の推進が大きな柱として掲げられている。推進計画の策定においては、教育・啓発、救済・相談支援の取組と合わせて、人権に配慮した環境整備について具体的に計画立て実行していくことが必要であり、その際、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

- ① 基本方針に示す、地域コミュニティや多様な就労の場の創出、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、フルインクルーシブ教育の推進、災

害時における対応について、国立市としての課題や今後の方針等を整理し、具体的な取組を進めることが重要であること。

- ② ジェンダー平等の実現に向け、くにたち男女平等参画ステーション（通称「パラソル」）を中心とした意識啓発や教育に関する取組を一層進めるとともに、市（行政）内部のジェンダー平等（職員配置や附属機関委員の登用のジェンダーバランス等）についても取組を進めることが重要であること。

## 6. 分野別の人権課題への対応について

基本方針で示す各分野の人権課題については、分野を問わず（むやみに優劣をつけることなく）課題への対応を行う必要があり、その共通的な考え方は本答申の各項目に記載するとおりである。取組の推進に当たっては、各分野における個別課題のあり様を的確にとらえ、個々の状況にあわせた柔軟な対応を行うことが重要である。

## 7. 平和施策について

戦後80年目をむかえ、戦争を体験した方々が徐々に減少する中、行政が積極的に平和意識の啓発を行っていくことは大変重要なことである。基本方針では、戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承及び様々な団体等との平和交流が取組として掲げられており、その推進が一層期待されるどころ、推進計画の策定においては、基本方針に示した内容をさらに具体的に計画立て実行していくことが必要である。その際、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

- ① 戦争・原爆体験者の体験と平和への思いを伝承する活動をはじめ、平和意識の醸成のための取組を今後も継続することが重要であること。また、そのような取組については、活動の意義や継続する必要性を具体的に示

し、市民の日常生活の中に平和意識を根付かせることが重要であること。

- ② 特に子どもたちに対する取組は重要であり、学校や地域における平和学習を一層推進することが重要であること。また、多摩地域の各自治体をはじめ様々な関係機関・団体等と連携し、広域的に平和施策に取り組むことが重要であること。

## 8. 市役所内部からの人権意識の高まりについて

ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進する上では、市職員が高い人権感覚を持って市民への様々な行政サービスの提供や各種相談への対応を行うことが求められる。

国立市からの報告によると、国立市が令和6（2024）年度に実施した人権・平和のまちづくりに関する職員意識調査における職員の回答率は必ずしも高い状況ではなく、また調査結果において、様々な人権課題について「知らない」という割合も一定数あるほか、国立市が実施している人権・平和の様々な啓発事業等について職員の中で十分に認知されていない状況とのことであった。

基本方針では、市職員の人権意識の向上も柱として掲げられていることから、上記の実態も踏まえ、職員の人権意識の向上に向けた具体的な計画立てを行い、実行していくことが求められる。推進計画においては、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

- ① 目指す人権・平和のまちの姿を市（行政機関）として明確にし、そのためにどのような取組を各分野で進め、市民に愛着を持って国立市に住んでいただくのか、その具体的な市の取組を明確にすることが重要であること。
- ② 市職員を対象とした人権研修や啓発等を行い、市民に寄り添う市職員としての人権意識の向上を不断に図ることが重要であること。また、職場環境として、市職員がそれらの人権研修や啓発等に勤務時間中に積極的に参加しやすい職場づくりを行い、職場（市役所）全体として人権意識を高め

ようとする機運を醸成することが重要であること。

- ③ 意識の向上のみならず、日頃の業務において必要に応じて施策を見直したり新たな取組を進めたりするなど、職員それぞれが人権意識を具体的な業務につなげることを目的とすることが重要であること。

## 9. 進捗管理について

推進計画が実行性を伴った計画となるためには、適切な進捗管理及びその評価についてしっかりと計画に位置付けることが大切である。推進計画においては、以下の基本的な考え方を踏まえた計画づくりを行うことが重要である。

- ① 抽象的な計画になり過ぎてしまうと、具体の取組が上手く進まない。例えば、どの部署で・何を・どれくらいの人員で・具体的にどのように対応するのか。また、実際に人権侵害事案が発生した場合にはどのように対応するのか。学校との連携においては、具体的に何をいつどの程度行うのか。こういった具体的な対応について、計画立てをしていくことが重要であること。
- ② 進捗を適切に把握するため、市民意識調査の結果等を踏まえた指標が必要であり、可能な限り定量的な指標を定め進捗を管理していくことが重要であること。
- ③ 本審議会がどのように進捗管理へ関与していくのか、その在り方についても明確にしていくことが重要であること。
- ④ 人権問題は時代と共に変化しており、その対応においては絶えずアップデートしていくことが必要であるとともに、新たな問題への対応も必要となる。例えば、いわゆる「カスハラ」(カスタマーハラスメント)が社会的な問題となる中、国立市職員の人権意識の向上とあわせて、職員自身の人権が尊重されなければならないことに留意し適切に対応する必要があるなど、計画の進捗管理においては社会的な動向や地域の実情等を踏まえた臨機応変な対応が重要であること。

**【出典】**

- ・「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（平成 30(2018)年 12 月 27 日条例第 37 号）
- ・「国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針」（令和 6(2024)年 3 月 国立市）
- ・「人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査報告書」（令和 7(2025)年 1 月 国立市）

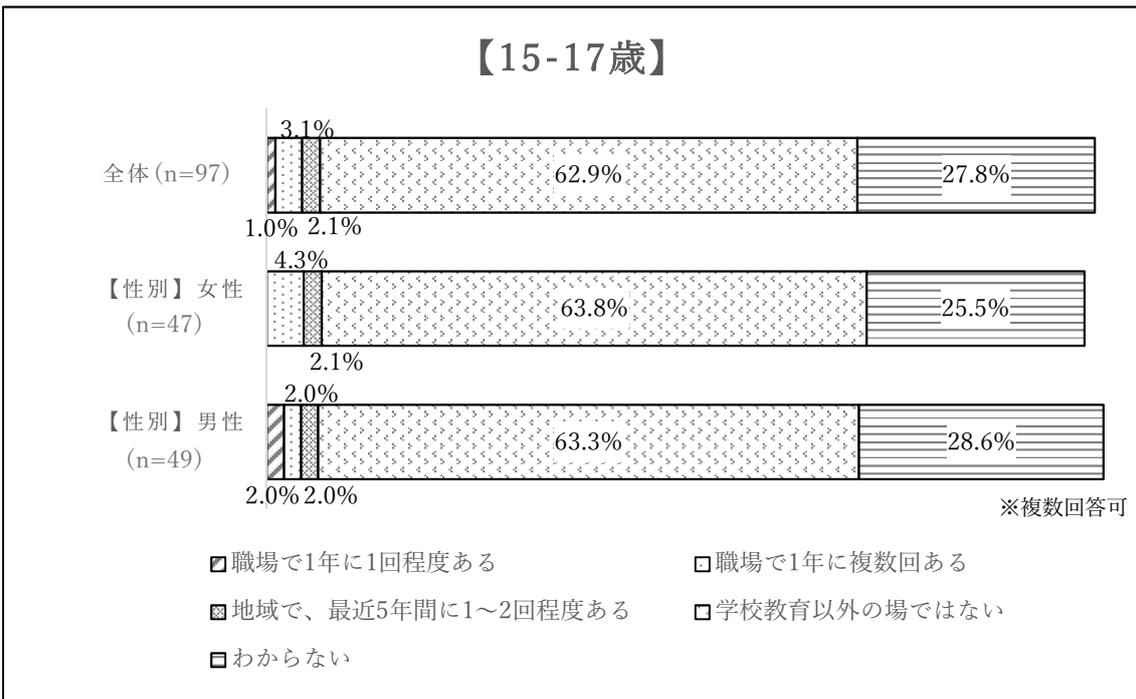
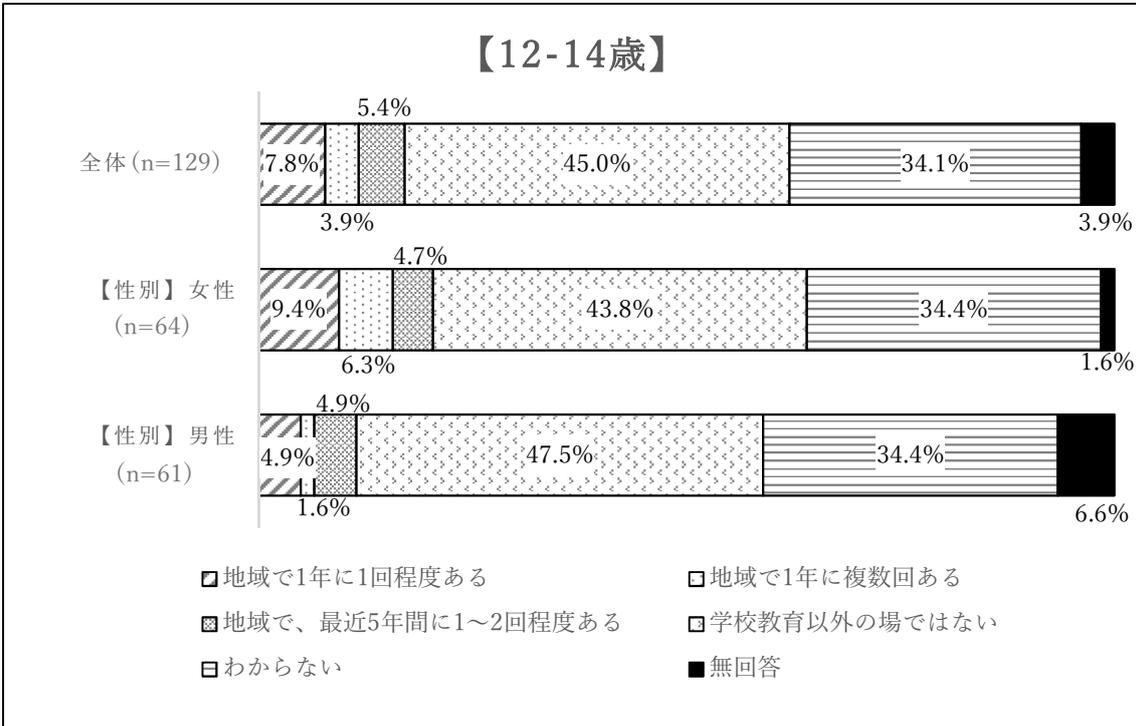
# 参考資料

1. (参考データ) 市民意識調査結果
2. 諮問書
3. 国立市人権・平和のまちづくり審議会 委員名簿
4. 国立市人権・平和のまちづくり審議会 開催経過
5. 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例
6. 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例施行規則

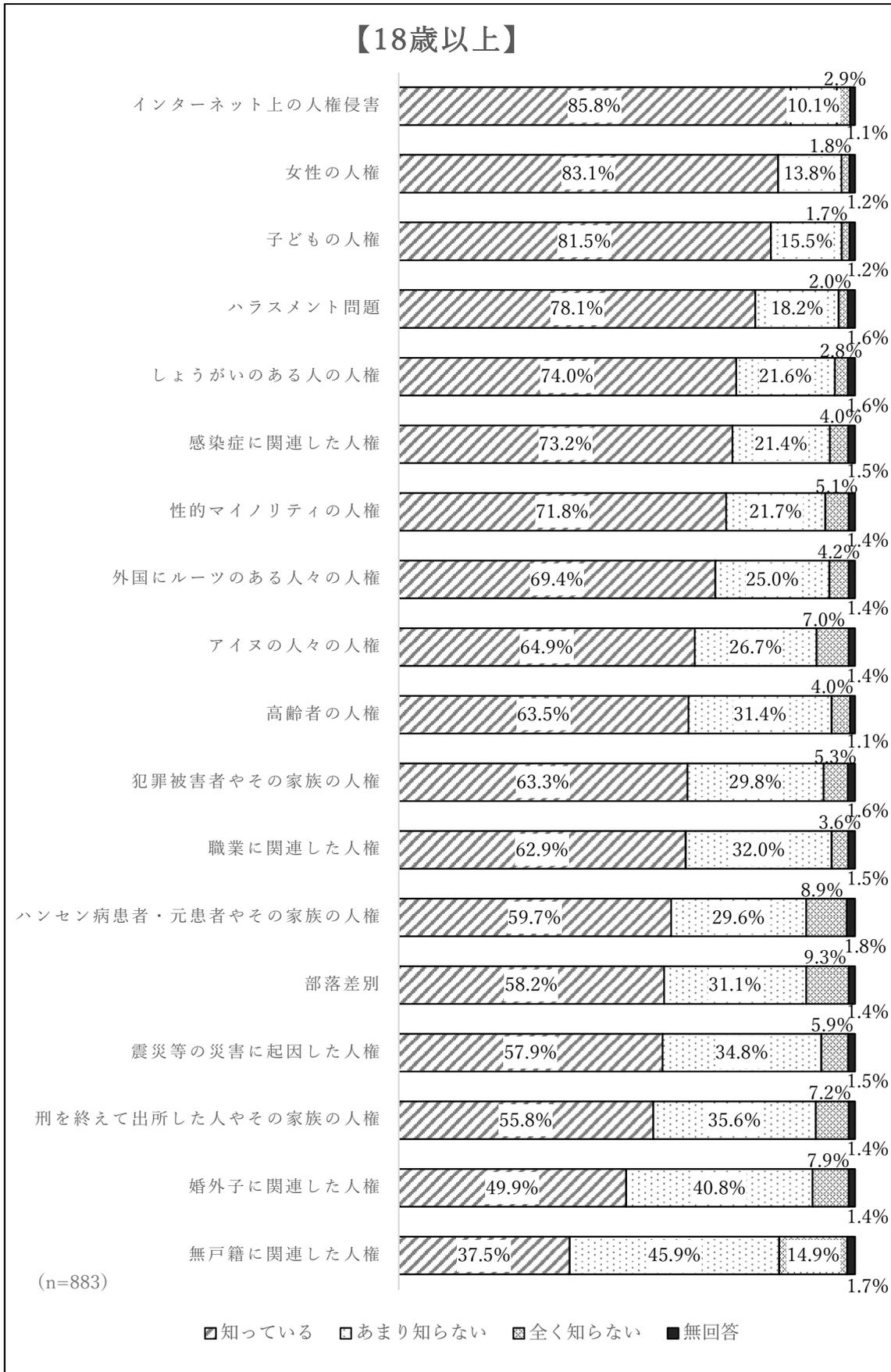
(参考データ) 市民意識調査結果

「人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査報告書」(令和7(2025)年1月 国立市)をもとに作成

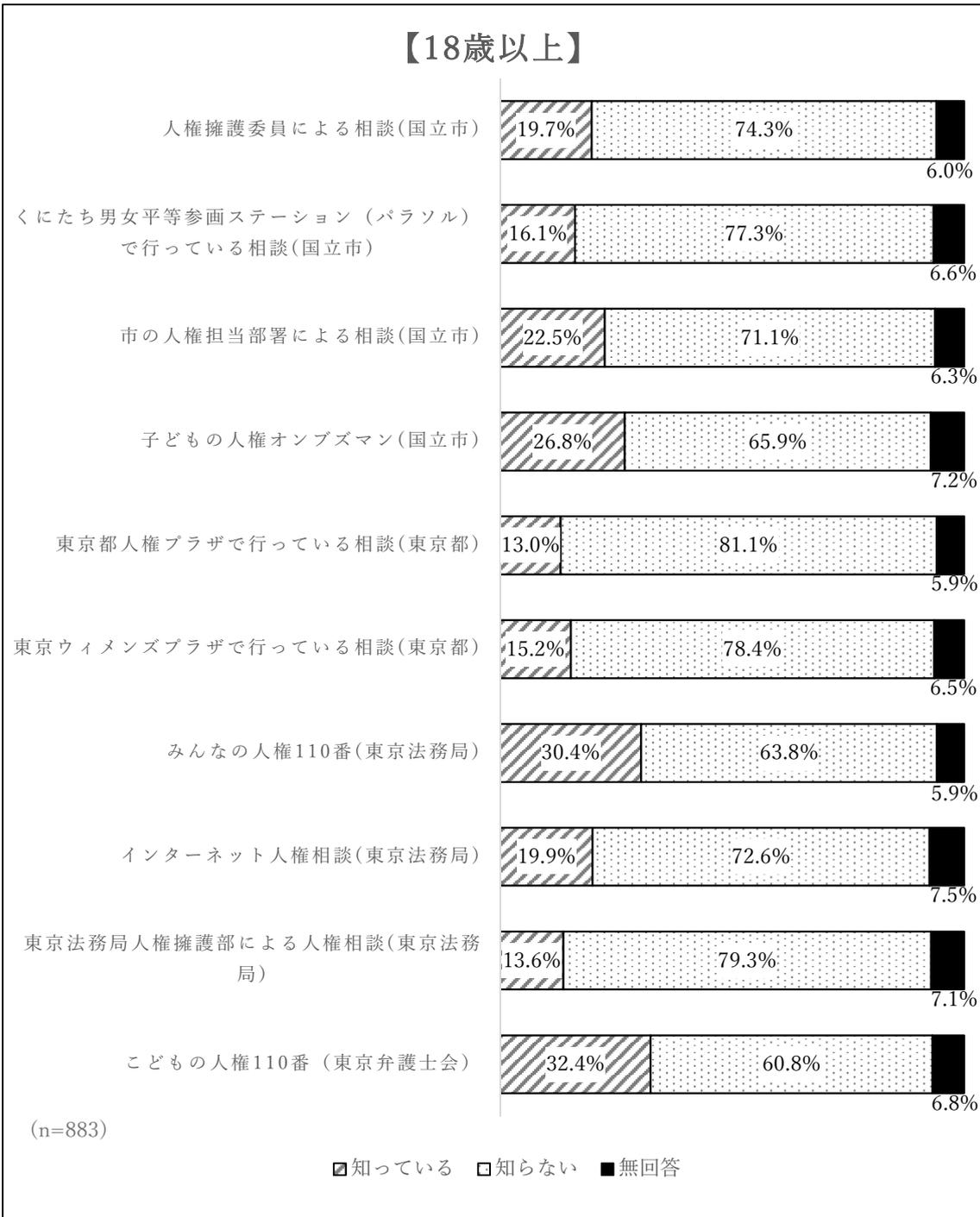
■人権に関する研修やイベントへの参加状況(最近5年間)



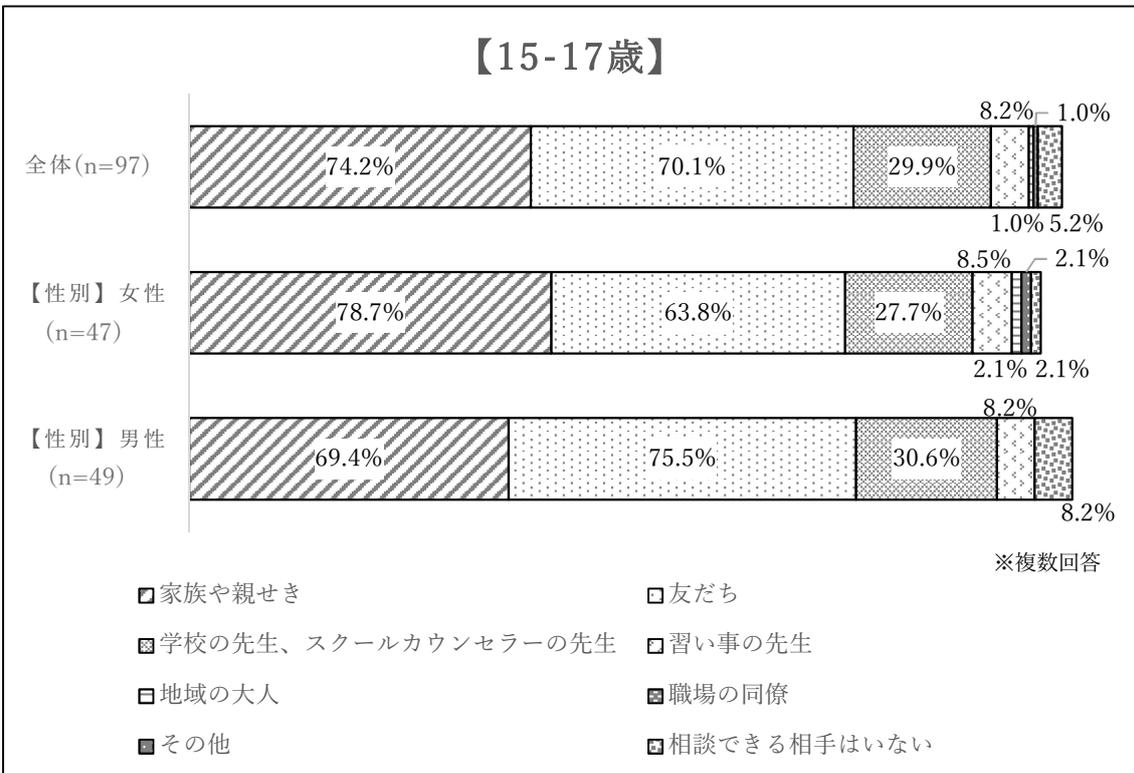
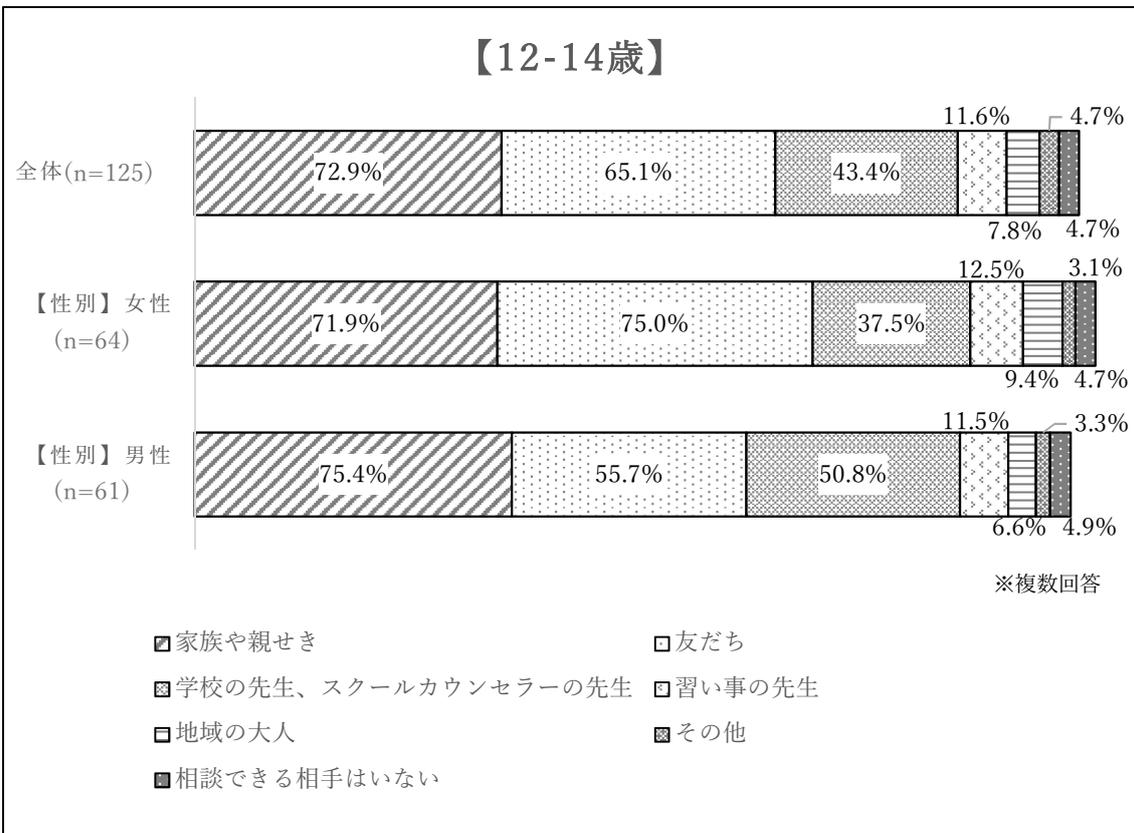
## ■ 人権課題の認知度



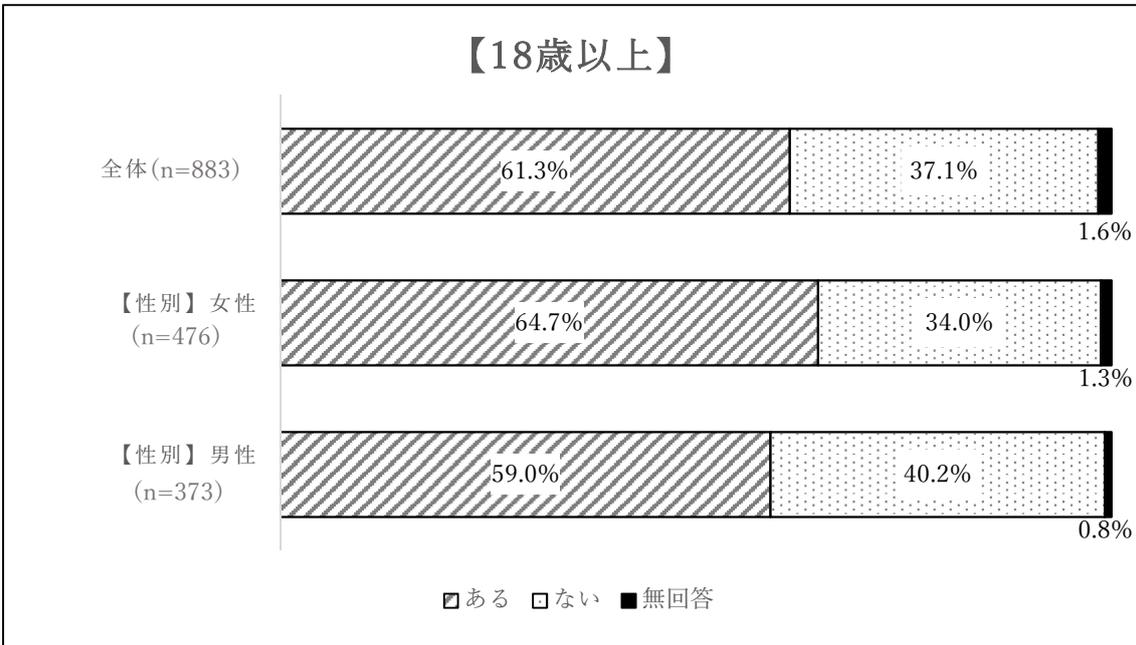
## ■人権に関する相談窓口の認知度



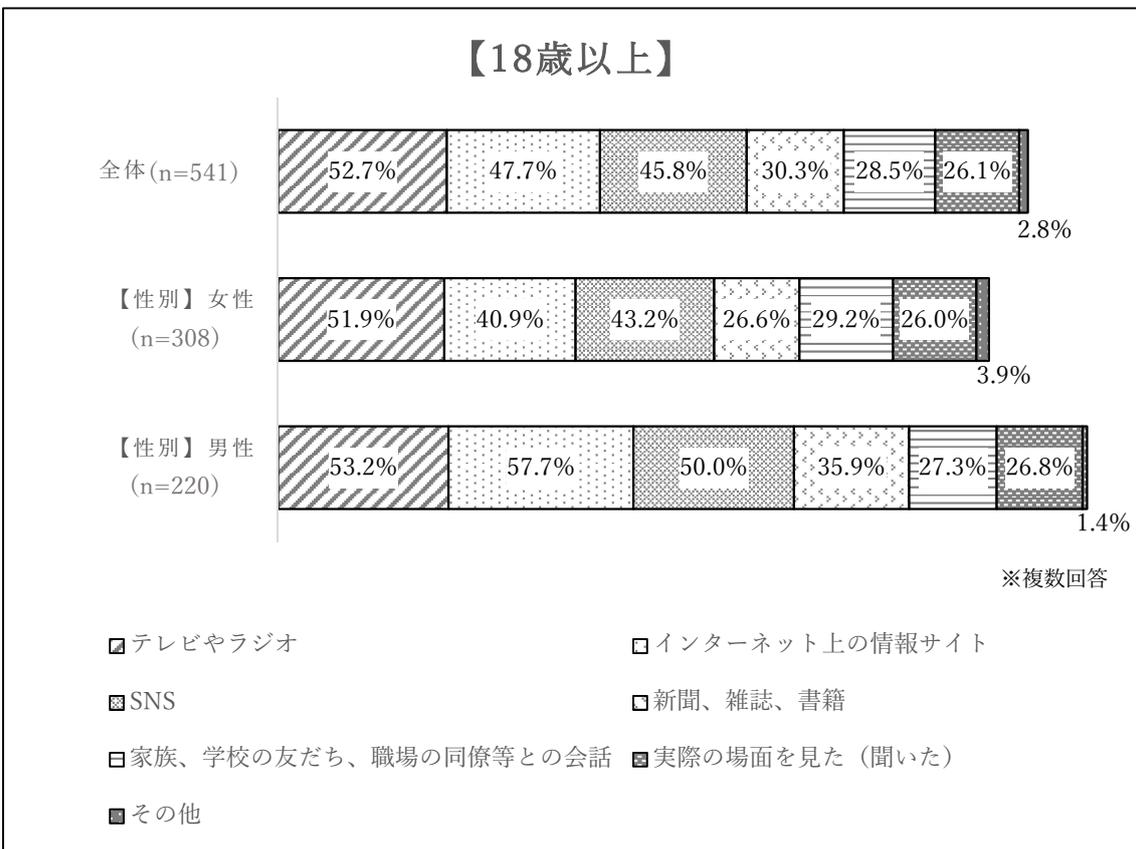
## ■差別や人権侵害を受けた場合の相談相手



■他者に対する差別的な表現や、差別や偏見を助長する内容を見聞きした経験（最近5年間）



■（ある場合）その情報源



## ■差別や人権侵害を受けた経験とその場所（最近5年間）

